

静岡県造林補助事業竣工検査内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 静岡県造林補助事業実施要領（以下「要領」という。）第13に規定する竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

(検査員)

第2条 検査は、検査員が行う。

- 1 検査員は、農林事務所長が命じた者とする。
- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地ごとに行う。

(検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が要領及びこの内規の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格である旨を申請者に通知する。

- 2 前項の不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(検査調書)

第5条 検査員は、検査した事項を現地検査調書（様式第2号）に記入し、検査復命書（様式第1号）に添付のうえ、農林事務所長に復命する。

(検査調書等の保存)

第6条 検査復命書、現地検査調書及びこれらに関する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して5箇年間保存しなければならない。

第2章 検査

第1節 共通事項

第7条 検査は、その内容が要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、森林環境保全整備事業実施要領の運用（以下、環境保全運用）の6の(3)の(ア)の(カ)の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第8条から第11条まで及び第22条から第29条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合に限り、現地での確認を省略できる。

(GIS等の活用)

第8条 オルソ画像等により測量・面積の確認を行った施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という）等を静岡県森林情報システムで管理・保管すること。（静岡県森林情報システムで管理・保管するデータについて、以下「システム登録情報」という）。

- 2 システム登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、検査において査定面積等にシステム登録情報を利用する。
- 3 申請書に記載された施行地の位置については、静岡県森林情報システム等で確認する。

(施行地の区域確認)

第9条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地状況等により確認する。施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽され、或いは成林している区域とし、植栽前にあっては地拵が完了している区域とする。

- 2 地表かき起こし、除伐、間伐、更新伐等、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(除地)

第10条 施行地内の施業不可能地であって1箇所の面積が原則0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。

- 2 間伐、更新伐の施行地内において、森林作業道を一体的に開設した場合に限り、その伐開範囲が必要最小限と認められるものについては、0.01ヘクタール以上であっても事業面積に含めることができるものとする。

(測量成果・面積の確認)

第11条 システム登録情報がない場合、又は、第8条2項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2箇所以上の測線又は対角線において方位角、高低角及び距離を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角で各2度、距離で5/100以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (2) 地球測位システム（GNSS）等による測量の場合は、2箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は座標値3.000（3メートル）以内とし、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。加えて、申請時の測量及び検査時の確認に際しては、アからウの要件をすべて満たす条件で実施すること。
 - ア 測量時の補足衛星数は、4つ以上であること。
 - イ 取得回数（エポック数）が3以上であること。
 - ウ 測点の半数は、HDOP（Horizontal Dilution of Precision）値※が4以下であること。

エ 測位日時及び上記ア～イについて測点毎に書類（以下「測位データ」という。）を作成すること。

オ 現地検査の際に誤差について確認できるよう、測定値から変換した測点間の水平距離、方位角、高低角について書類を測量野帳として作成すること。

※HDOP 値：衛星の水平配分の配置（バラツキ）を数値化したもので、この値が小さければ位置の精度が高く、大きければ位置の精度が低いことを示す。

(3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを森林情報システム等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

（施業間隔及び重複申請の確認）

第 12 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを森林情報システム等で確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

（森林所有者及び造林地の地番）

第 13 条 造林地の森林所有者及び地番を確認する。

（事業主体等の確認）

第 14 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、森林所有者等が事業の実施に同意していることについて、1 申請につき施行地 1 件以上を無作為に抽出し、電話等により確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 補助金額の査定に係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

(ウ) 間伐等（森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで環境保全要領第 1 の 1 の (3) のアに定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。）については、集約化実施計画の承認番号又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し

イ 特定森林再生事業の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺整備に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権原を有していること。
- ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
 - イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
 - ウ その他、事業主体が事業を実施する権原を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 環境保全要領第5の1の(2)により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
 - イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書、委任状等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること。
- (5) 県要領第9の2(22)～(25)の書類（該当する場合）

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第15条 環境保全要領第5の4の(4)の間接費を加算する施行地においては以下を確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- (3) 労働安全衛生規則に基づき作成される作業計画書及び労働安全への取組状況が確認できる書類を確認する。申請内容と作業計画書の整合及び労働安全への取組内容を確認する。

(実行経費の確認)

第16条 市町が請負に付して行う事業又は、森林作業道整備で標準単価によらない工種を含む作業を請負に付したものにあつては、実行経費を確認する。

第2節 現地での確認

第17条 第7条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、無作為抽出の方法は乱数表によるなど、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行う。

- (1) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐（以下「間伐等」という。）の施行地であつて、環境保全要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。
 - ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

- イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、表1により申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

(表1) 複数の申請団地から無作為抽出する団地数

申請団地数	2～4	5～8	9～12	以降3申請団地につき 1団地を抽出する
確認団地数	2	3	4	

- (2) (1)以外の施行地であって1施行地面積が2ヘクタール未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地にて実施する。
- 2 前項により現地確認を実施した施行地は、下記事項を朱線で記入した施業図を添付する。ただし、GNSS（地球測位システム）データが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検出した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- 3 現地確認において疑義が認められた場合は、全数現地確認を行うものとする。
- 4 市町営事業（市町が作業を委託により行っている場合）で、市町の職員等が現地で完成検査等を行っており、その検査が県の検査と同程度の基準で行われたと判断できる場合にあつては、当該検査復命書等の書類の確認をもって、現地確認に代えることができるものとする。

(現地確認の体制)

第18条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名での体制による実施を可能とする。

(立会)

第19条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写真)

第20条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付する。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

(その他)

第21条 現地調査の結果、補助対象とならなかった場合は、その理由を、現地検査野帳の備考欄に記載する。

第3節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等)

第22条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。
- (2) 植栽本数については、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により、施行地の面積5ヘクタール当たり1箇所以上で確認する。
 - ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、事業面積を乗じて植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
 - イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。
- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。枯損率が20パーセント未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。
- (4) 1つの施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (5) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を確認する。なお、スギ又はヒノキの場合は、確認苗木一覧表を確認する。
- (6) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (7) 人工造林のうち、特殊地拵え（前生樹の伐倒、除去）を伴う林種転換にあつては、前生樹の蓄積がヘクタール当たり概ね30～80立方メートルかつ小径木が大部分を占めていること、気象災等による被害森林の特殊地拵えを伴う造林にあつてはヘクタール当たり概ね30立方メートル以上の蓄積があることを確認する。
- (8) 適正な伐採、植栽の計画、苗木の購入先、樹種、確認登録番号及び本数等苗木の手当状況（この場合、確認苗木以外の知事が必要と認めた苗木は、㊦と表示する。）等を確認する。
- (9) 農地転用許可書等の写し（人工造林のうち、農地転用によるもの。）。稲作転換対策による水田跡地造林にあつては、市町長の樹立する水田利用再編対策実施計画と照合する。
- (10) 造林地等被害届の写し（被害地における造林等の場合）。届出及び被害状況写真の有無、申請内容との整合を確認する。
- (11) 地拵え前の草丈の高さを写真で確認する。

(下刈り)

第23条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

- 2 下刈りの2回刈り及び5箇年を超えるものにあつては、必要性を確認できる着手前の写真（遠景と近景）を確認する。

（雪起こし及び倒木起こし）

- 第24条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。
- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

（除・間伐等）

- 第25条 除伐、保育間伐、間伐、更新伐の不良木の淘汰の本数伐採率については、施行地の面積5ヘクタール当たり1カ所以上において、任意の方法で100平方メートルの標準地をとり確認する。
- 2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。
 - 3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、出荷先の入荷伝票、はい積写真及び検知野帳等と4の調査により確認する。（搬出集積量が重量で記載されているものは、1トン＝1立方メートルで換算する。）
 - 4 搬出集積量は、任意の方法で100平方メートルの標準地をとり、伐根から伐採本数、生育木等から標準的な樹高、胸高直径を調査する。樹高、胸高直径により換算表を用いて1本当たりの材積を求め、伐採本数を基にヘクタール当たり材積を算出し、施行面積を乗じて当該施行地の伐採材積量を求める。森林作業道の支障木として伐採した材が申請材積に含まれている場合は、前記の調査から1本当たりの材積にヘクタール当たりの成立本数、当該施行地にかかる支障木伐採面積を乗じて支障木伐採量を算出し、伐採材積量に加算する。申請材積が算出した材積を下回る場合は、申請材積を採用する。
 - 5 架線系作業にあつては、搬出状況写真等から使用機械や作業内容を、また、造材方法について、写真等からチェーンソー造材、機械造材のどちらで実施したのかを確認する。
 - 6 間伐において過密林分の特例を適用する場合は、プロット調査地の確認（選定箇所の適、不適、胸高直径や本数の確認（抽出可））
 - 7 更新伐を長期育成循環施業により実施するものは、森林環境保全整備事業計画への記載かつ森林所有者の同意、または長期育成循環施業協定を確認する。
 - 8 更新伐の施行地については、当該施行の翌年度から起算して2年を経過した時点で更新状況を確認する。

（保育間伐）

- 第26条 気象害等を受け不良木となった林分を除きⅦ齡級（天然林にあつては、Ⅷ齡級）を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づ

き、伐採した不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満であることを、プロット調査地で確認する。(選定箇所適、不適、胸高直径や本数の確認(抽出可))ただし、新型コロナウイルス対策としてⅦ齢級を超える林分で実施するものについては、適用しない。

(枝打ち)

第27条 枝打ち高については、地際からの標準的な枝打ち高をポール等で確認する。

(付帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備))

第28条 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

2 資材納品伝票により資材の規格、数量等を確認する。

3 防護柵にあつては、ネット部分の地際からの高さ、支柱の設置間隔及び根入れ深さ、ネットの目合い及び材質、斜め張りネットにおいては、ネット幅(支柱からネット下端の固定箇所までの水平距離)及び出来栄え。

4 防護柵及び斜め張りネットについては、2箇所以上の測点において斜距離を確認する。測量誤差の許容限度は、距離で100分の5とする。

なお、以下(1)から(7)については、施行地の面積5ヘクタールあたり1箇所以上において、県仕様に適合するか確認する。

(1) ネットの地際からの高さ

(2) 支柱の設置間隔(6本の支柱の平均設置間隔が、適用する県仕様に適合しているか。誤差の許容限度は距離で100分の5とする。)

(3) 支柱、ネット固定用アンカーの根入れ深さ及び間隔

(4) ネットの素材及び目合い

(5) 斜め張りネットのネット幅

(6) スカートネットの幅、地際からの高さ、裾部固定用アンカーの根入れ深さ及び間隔

(7) その他、支柱のぐらつきや、張りロープのたるみ、ネットと地際との間に隙間がないこと等、適正な施工がなされ、防護柵としての性能が確保されていること。

5 事業量単位が本数のものは、第22条の植栽本数の決定方法に準じる。

(森林作業道)

第29条 静岡県森林作業道作設指針、森林経営計画、間伐等促進計画、事前計画書等と実測図、標準横断図ほか以下について確認する。

2 当該森林作業道の整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていること。

3 作業状況及び竣工状況の写真。

4 下記の図書の確認。

(1) 標準横断図、構造物管理図書(実測図等へ標準単価による土工以外の工種の施行箇所、数量等を記載したもの)、材料受払簿及び検収簿(要領様式第12号による。現地発生材以外の資材を使用した場合)。

- (2)標準単価によらない区間、構造物等を含む場合は、前記に加えて当該施行内容、規格構造、数量等がわかる図書、作業日報、請負契約書の写し（事業主体が請負に付した場合のみ）。
- (3)市町が請負に付して実施した場合は、請負契約書の写し、出来型設計図書、材料受払簿及び検収簿及び構造物管理図書、またはこれらに準ずる図書。
- 5 延長、幅員、縦断勾配、横断面傾斜（標準単価によるもの）、横断面（標準単価によらないもの）、構造物出来形を確認する。
- 6 始点から終点まで踏査により確認し、延長は、400mにつき1箇所以上の測点において水平距離を確認する（ただし、400m未満の作業道については2箇所確認）。測量誤差の許容限度は、距離で100分の5、高低角は2度とする。
- 7 幅員及び縦断勾配は、最低限2箇所以上において、林業機械等が安全に通行できる程度のものか確認する。
- 8 横断面傾斜度は、最低限2箇所以上において、周囲の状況により確認し、標準単価による場合は、適用単価の規格以上の勾配があることを確認する。
- 9 横断面は、抽出した箇所において確認する。
- 10 構造物は、出来栄えを目視により確認するとともに、1工種につき、1箇所以上、実測（検査時に不可視となるものについては写真）により確認する。延長については斜距離を確認する。なお、測量誤差の許容限度は、距離で100分の5とする。
- 11 路盤工の砕石については、施行延長（斜距離）とあわせて幅と厚さを確認する。ただし、施行後の林業機械等の走行により検査時の確認が困難となる場合は、施行延長、幅、厚さがわかる管理写真による確認も可とする。なお、いずれの場合も、材料受払簿及び検収簿で砕石の数量を確認する。

(林齢)

第30条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(花粉発生源植替え)

第31条 花粉発生源植替えにあつては、第22条を準用する。また、以下の点について確認する。

- (1)伐採及び伐採後の造林の届出書の写し（届出を要しない場合はその根拠となる書類）、確認苗木一覧表等との照合。
- (2)搬出集積量について、伝票または検知した材積表等及び搬出状況、集積状況、はい積み状況の写真（検知した場合）との整合。（搬出集積量が重量で記載されているものは、1トン＝1立方メートルで換算する。）
- (3)事前計画書、搬出状況写真等から使用機械や作業内容。
- (4)林業種苗法第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示票または配布事業者表示票の写しから花粉症対策苗木であることを確認。
- (5)苗木の購入先、樹種、確認登録番号及び本数等苗木の手当状況等。
- (6)要領第9の2(28)に係る書類（該当する場合に限る）

(保全松林緊急保護整備)

第32条 衛生伐については、静岡県松くい虫等防除事業監督・検査・確認調査内規により検査する。また、その他については、類似事業等を参考に確認するものとする。

(森林空間総合整備事業)

第33条 類似の事業等を参考に確認するものとする。

(その他の検査)

第34条 その他、規定のない施業種については、類似の事業等を参考に、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

- 2 要領第9の2の(29)に定める誓約書及び確認書を確認する。
- 3 森林組合等の受託造林にあつて当該森林の森林所有者が作業に従事している場合は、要領第11の2の要件を確認する。
- 4 事業主体又は申請者が整理保存する事業実施前・事業実施中・事業実施後の写真の整備状況及び内容を確認する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年度事業から適用する。